

台風23号 復興の槌音

但馬地域に伊勢湾台風を上回る未曾有の災害をもたらした台風23号。あれから、まもなく1年を迎えようとしています。今月号から3回にわたって、あらためて豊岡市内6地域の被害状況や復興状況、今後の治水・治山事業等の計画などを順次紹介します。今月は城崎と出石地域です。



約4割の家屋が浸水に

城崎地域では、台風23号の襲来により、636件の家屋が床上・床下浸水しました。これは、全家屋の40パーセントを超える件数で、被害率は旧1市5町の中でも突出しています。

円山川の下流は、堀川橋から城崎大橋まで約10キロメートルの間において勾配が1



円山川が増水し、主要地方道豊岡港線が冠水（城崎町結和橋から豊岡方面を望む、10月21日午前6時ごろ）

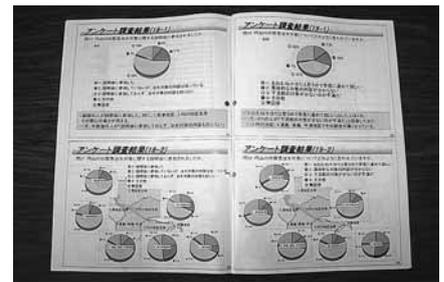
メートルしか下っておらず、非常に水の流れがゆるい構造です。今回の台風23号では、豊岡につながる城崎の主要地方道豊岡港線が、10月20日夕方から22日早朝まで通行不能となり、竹野方面から豊岡へ連絡する道路、玄武洞方面から豊岡へ連絡する道路も冠水し往

来ができず、城崎は一時孤立状態となりました。特に、円山川は過去に例がない水位となり、ひのそ島の手前の上山地区では、水位が約4メートルも上昇し、多くの民家が浸水し、高位置にあるJRの山陰本線も水没してしまいました。

また、温泉街を流れる大淵川では、円山川の水位の上昇により、20日午後4時ごろから樋門を閉めて、排水ポンプで強制排水しましたが、内水の増加に対応しきれず、周辺地域は大きな被害を受けました。

協議会を設置し来春に向けて治水対策づくり

国土交通省豊岡河川国道事務所では、円山川河口から奈佐川合流点における沿川地域



6月に城崎全世帯を対象に行われたアンケート。今後、治水計画づくりの重要な資料となる

一帯の治水対策計画を策定するため、「円山川下流部治水対策協議会」を今年4月に設置しました。防災工学の学識者、行政関係者、周辺住民代表者をはじめ、漁業関係者などもメンバーに加わり、来春を目途に、円山川下流部における治水計画をまとめます。

今年6月には、その参考資料とするため、城崎地域全世帯を対象に、被害状況や当日の避難行動、防災意識、水害対策への要望などについてアンケート調査が行われました。その結果によると、平成17年3月に発表された円山川の緊急治水対策事業についての質問では、「上流の対策で下流の状況がさらに悪くなる」と考えている人が46パーセント

を占めました。また、下流域での治水対策についての質問では、道路整備、堤防整備などを求める声が非常に多くありました。アンケートに寄せられた意見の中には「円山川の治水工事は上流から進められており、整備が進むにつれ河口部へ一気に水が来る危険度が高まっている。ひのそ島の掘削工事で上流部の増水は避けられるだろうが、下流部ではどうなるのか」というものもありました。

昔と地形が変わらず、無堤地域である城崎。同協議会において、今後、活発な意見交換が行われ、洪水に強い具体的、現実的な対策が一日も早くまとめられることが期待されています。

城崎地域位置図



出石

出石川、奥山川が決壊

台風23号により、かつて経験したことがない風雨によって、出石地域では、出石川の決壊をはじめとする甚大な被害が発生しました。その結果、2人の尊い命が失われるとともに、全壊、大規模半壊など合わせて473棟、588世帯が被害を受けました。

10月20日午後5時過ぎには、円山川の支川・出石川の弘原水位測定地では、すでに計画高水位5.27メートルを超える5.36メートルの水位を記録しました。これにより寺坂地内の豊岡消防署出石郡分署



鳥居橋上流左岸の堤防が決壊し、鳥居地区では多くの民家が壊滅的な被害を受けた

東側の右岸の堤防が決壊し、濁流が一気に分署や日野辺地区に流れ込みました。

出石川左岸の鳥居橋上流50メートル地点では、同日午後11時過ぎに堤防が決壊し、恐ろしい勢いで濁流が鳥居から片間地区に流れ込み、鳥居地区は2日間にわたって冠水しました。翌朝、押し流され跡形もない家屋や地盤がえぐられ完全に傾いた家など、変わり果てた光景が広がっていました。被害件数は全壊24棟、大規模半壊40棟を含む138世帯で、旧1市5町の中でも被害が大きい地域でした。

一方、出石川の支川奥山川

では、鍛福橋の橋脚に風倒木が引掛かり、せき止められた濁流が両岸の鍛冶屋・福住地区に流れ込み、全壊9棟、大規模半壊7棟を含む173世帯が被害を受けました。

橋の架け替えや堤防補強工事が進む

現在の出石地域の復興状況ですが、決壊した寺坂地内の出石川右岸堤防や出石川左岸の鳥居橋上流50メートル地点の堤防は出水期（6月15日以降）までに築堤・護岸の応急工事が完了しました。

また、鳥居橋については河川激甚災害対策特別緊急事業



鳥居橋上流50mの決壊現場は今年6月に復旧した（写真左側）

として平成21年度までに鳥居橋上流100メートル地点に架け替える計画で、現在、調査、測量が行われています。なお、現在の鳥居橋の撤去についてはできるだけ早い時期に実施する方向で検討されています。

出石川の堤防補強については、国土交通省によって今年6月までに計画高水位より50センチメートルの嵩上げが行われました。左岸は盛土により築堤され、右岸の道路兼用区間は一時的に土のうが積まれ（一部は盛土）、濁水期（10月20日以降）より順次、築堤が実施される予定です。

奥山川に流れた奥山地区内の河川沿いの風倒木は出水期までに撤去を終え、越流の原因となった鍛福橋についても8月末に撤去を完了する予定です。平成18年度末には河川中に橋脚のない新しい鍛福橋として生まれ変わります。また、奥山川に堆積した土砂も順次搬出が行われています。

鳥居橋上流の堤防決壊で、小坂地区左岸地域の農地にはたくさん泥と土砂が堆積していましたが、田植えまでに

出石地域位置図



鍛福橋の橋脚に流木がひっかかり周辺地域に濁流が流れ込んだ。橋は今年度架け替えられる

ほとんど撤去され、現在はきれいな稲穂田となっています。そのほかの道路や河川、がけ崩れの災害復旧事業もほとんど8月中に入札を終える予定です、今後も早期復旧を目指した取り組みが進められます。

豊岡市災害対策(警戒)本部 設置基準を策定

豊岡市では、水害や地震が発生したときに設置する災害対策(警戒)本部の設置基準を策定しました。本庁職員および総合支所職員が災害時にどのような体制を組織して活動するのかをマニュアル化したもので、平成17年度末を目途に新たに策定する「豊岡市地域防災計画」完成までの間、暫定的に活用します。

災害時には職員を 4段階に分けて配置

災害の発生やその恐れがあるとき、市は、気象等の諸条件などを参考に、4段階に分けて非常配備体制を取ります。あらかじめ定められた特定の部署の職員が情報収集に当たる0号配備から全職員が災害応急対策に当たる3号配備まであります。

また、災害に対して警戒を強化する必要があると判断したとき、災害警戒本部を設置します。さらに、警戒本部体制のままでは有効な災害対応が困難であると判断したとき、災害対策本部を設置します。

総合支所長に避難勧告 発令などの権限を委任

市町合併によるまちの広域化に対応するため、市長は、総合支所長に支所管内の災害対策に係る権限を委ねています。支所において緊急に対策拠点の設置が必要ときは、支所長の判断で総合支所災害対策(警戒)本部を設置することができるとともに、避難勧告の発令なども支所長の権限で行うこととしています。また、合併に伴う支所の職員減を補うため、状況に応じ本庁勤務の旧町職員を段階的に総合支所に配置することとしています。

災害対策に係る組織の考え方

態勢区分	考 え 方
準備態勢	非常配備に係る注意報等は発表されていないが、気象情報等から、但馬北部地方に大雨や洪水等に関する被害または地震に関する被害が予想される段階における各課の独自活動。
非常配備態勢	第0号非常配備態勢から第3号非常配備態勢までとし、それぞれ気象等の諸条件などから市長が判断し配備する。
災害警戒本部	気象予報の発表等により、災害に対する警戒を強化する必要があると判断される場合で、災害対策本部移行までの間に設置する。
災害対策本部	風水害等により警戒本部態勢のままでは有効な災害対応が困難であると判断される場合に設置する。
総合支所災害対策(警戒)本部	災害対策(警戒)本部が設置され、災害の規模その他の状況により総合支所に対策拠点を設置することが必要であると本部長(市長)が認めるときに設置する。なお、支所において緊急に対策拠点の設置が必要と認められる場合には、支所長の判断において本部を設置できる。
現場災害対策(警戒)本部	災害対策(警戒)本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があると本部長(市長)が認めるときに設置する。なお、支所において緊急に対策拠点の設置が必要と認められる場合には、支所長の判断において本部を設置できる。

非常配備態勢と発令基準

区分	非常配備態勢 配備内容	発令基準	
		風水害	地震
第0号	予め定めた部署の少数の人員を配備し、主として情報の収集・伝達に当たる。	大雨注意報または洪水注意報が発表され、市内に相当な降雨が予想されるとき	市内に震度4の地震が発生したとき 津波注意報が発表されたとき
第1号	必要に応じ、災害警戒本部を設置する。予め定めた職員により、情報収集・伝達に加え、具体的な災害対応業務に当たる。	県の水防指令第1号が発令されたとき 大雨警報または洪水警報が発表されたとき 高潮警報が発表されたとき	市内に震度5弱の地震が発生したとき 津波警報が発表されたとき
第2号	災害対策本部を設置し、班行動をとり、指定された班の他、各課3～5割の人員を配備し、災害応急対策に当たる。	県の水防指令第2号が発令されたとき 大雨警報、洪水警報、暴風警報または高潮警報が発表され、被害の発生が予想されるとき	市内に震度5強の地震が発生したとき 津波警報が発表され、被害が認められるとき
第3号	災害対策本部を設置し、班行動をとり、全職員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる。	県の水防指令第3号が発令されたとき 避難勧告等の発令基準に水位が達すると予測されたとき	市内に震度6以上の地震が発生したとき

備えあれば憂いなし

各地で水防訓練を実施

本格的な台風シーズンを間近に控えて、6月の但東地域での訓練を皮切りに各地で水防訓練が行われました。

7月18日には、城崎地域を対象にした水防訓練が城崎総合支所周辺で開催されました。地元消防団員や自主防災組織などが、土のうの作り方や積み方を体験するとともに、救助用ボートによる救助訓練などを行いました。



城崎地域の水防訓練の様相。救助ボートを使って救助訓練が行われた。

また、7月31日には、豊岡や日高、出石地域でも水防訓練が開催されました。豊岡地域では、消防団と自主防災組織がお互いの役割を確認しながら土のう積みなどの水防工法を行ったり、女性消防団が中心となって非常食の炊き出しや配布訓練などを実施しました。さらに、8月23日には、竹野地域で同様の訓練が行われました。



豊岡地域では、消防団と自主防災組織が協力して土のう積みなどの訓練が行われた。

早期情報入手で

災害から家族を守る

災害から家族の命を守るために特に必要なのは、早期に情報を入手することです。

市では、災害時、防災行政無線(有線)やホームページなどで適宜情報発信することにしていきますが、各家庭においても日ごろからテレビやラジオ、携帯電話、インターネットなどを通じて気象情報や防災情報の収集に心がけていただくようお願いいたします。



豊岡河川国道事務所が行っている防災情報メール通知サービスは「もしも」のときにとっても便利です。

一般電話・携帯電話から入手できる 主な気象・防災情報

一般電話から	
雨量情報電話自動応答システム(豊岡市役所)	
☎ 0796 43 2920(2910 2911 2912)	電話をかけると音声で最新の雨量情報を聞くことができる。FAXでも入手可(電話番号と同番号)
携帯電話から	
フェニックス防災システム(兵庫県防災局)	
http://hyogo.bosai.info/mobile/i/index.html	県内雨量、河川水位、アメダス、衛星画像、注意報・警報、台風、地震、津波情報など
川の防災情報(国土交通省河川局)	
http://i.river.go.jp	全国のレーダー雨量情報、水系別水位情報、積雪情報など
円山川・出石川防災情報(国土交通省豊岡河川国道事務所)	
http://maruyamar9-bosai.go.jp	但馬の河川水位情報、雨量情報、気象情報、国道9号における通行規制区間など *登録しておけば、注意報・警報が発令された場合に情報が自動配信される。

災害時の避難情報は3段階に分けて発令

市では、被害の状況に応じて地域ごとに避難に関する情報を3段階に分けて発令することになっています。

ただし、同じ地区でも場所によって状況は異なりますので、周辺の様子を判断し、早めに自主避難するよう心がけましょう。

避難準備情報

要援護者など、避難に時間を要する人が避難行動を開始しなければならぬ段階です。

避難勧告

人的被害の可能性が明らかに高まった状態です。通常の避難行動ができる人が避難行動しなければならぬ段階で、計画された避難所などへ避難してください。

避難指示

人的被害が発生した状況もしくは発生する危険性が非常に高いと判断された状況です。避難していない住民は、直ちに避難行動に移る必要があります。